

民 事 訴 訟 法

(問 題)

2020 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（60 点）

Xは、Yに対して1,000万円を貸し付けたが、弁済期が到来しても返済がないと主張して、1,000万円の貸金返還請求訴訟を提起した。Yは、口頭弁論期日において、1,000万円の貸付けを受けた事実は認めたものの、弁済期までに全額弁済していると主張し、さらに、Xに対して商品Aを1,000万円で売却した代金がいまだ支払われていないとして、上記1,000万円の売買代金全額の支払請求権を自働債権とし、Xの上記貸金返還請求権を受働債権とする相殺の主張をそれぞれした。

以上の場合において、以下の各設問に解答せよ。なお、各設問は独立した問いとする。

〔設問1〕

受訴裁判所は、Xの貸金返還請求権の存在を認めたうえ、Yによる弁済の有無については判断せず、Yの1,000万円の売買代金請求権が存在するとして相殺の主張を認め、Xの請求を棄却する判決をした。この判決の適法性について解答しなさい。（30点）

〔設問2〕

受訴裁判所は、Xの貸金返還請求権の存在を認めたが、Yによる弁済の事実は認められないとしたうえ、Yの主張する1,000万円の売買代金請求権については、700万円の限度で存在するとして、700万円の限度で相殺の主張を認め、Xの請求につき300万円を認容する判決をした。この場合、Yの1,000万円の売買代金請求権について生じる既判力の内容について、民事訴訟法114条2項の趣旨ないし根拠に言及しつつ解答しなさい（300万円の一部認容判決の許容性については検討する必要はない）。（30点）

〔以下余白〕

